



**Q** 賃金を引き上げる企業が多いと聞きます。これまでコロナ禍で賃金を据え置いてきましたが、社員のモチベーションを向上させるための設備投資

**A** 「業務改善助成金」を活用されてはいかがでしょうか。同助成金は、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げる計画と、「生産性の向上のための設備投資」

## 賃金引き上げのための助成制度は？

の計画を立てていただき、計画に沿って事業を進められた場合に、設備投資等にかかった費用の一部を助成金として支給するものです。これまで手作業で行っていた作業工程の一部の機械化や、より高性能な設備を導入する事例などが「生産性の向上のための設備投資」に該当します。

県内においては、飲食業やサービス業での助成金の利用が多くなっています。飲食業では、オーブンを増設し、調理にかかる時間を短縮した事例、食器洗浄機を導入し、省力化したことで、労働時間の短縮と作業負担の軽減につながった事例などがあります。サービス業では、顧客からの予約やキャンセルの受け付けを電話で行っていたものを顧客管理システムの導入をしたところ、人為的ミスがなくなり、また営業時間外でも予約受け付けができるため、集客アップにつながった例などがあります。

ご紹介した事例はごく一部ですので、詳細は鳥取労働局のホームページでご確認ください。

なお、この助成金を利用するには、事業を実施する前に、事業所の所在地を管轄する労働局に事業実施計画等を提出（交付申請）し、労働局の審査・決定を受けることが必要です。また、助成金の支給は事業を実施後に、事業実施報告と支給申請を行っていただいた後になります。

詳しい支給要件等については、鳥取労働局または働き方改革全般の相談を専門家が無料で応じる「働き方改革サポートオフィス鳥取」にお気軽にご相談ください。

鳥取労働局雇用均等室  
 電話 0857(29)1701  
 HP <https://site.mhlw.go.jp/tottori-roundoukyoku/>  
 働き方改革サポートオフィス鳥取(鳥取労働局委託事業)  
 電話 0800(200)82615